

二級河川神田瀬川水系
河川整備計画

令和3年4月

徳島県

<目次>

1. 流域及び河川の概要	1
2. 現状と課題	4
2-1 洪水, 津波, 高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する現状と課題	4
2-1-1 洪水	4
2-1-2 津波, 高潮	7
2-1-3 内水氾濫	7
2-1-4 維持管理	8
2-1-5 施設の能力を上回る洪水等への対応	8
2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題	9
2-2-1 水利権	9
2-2-2 漁業権	9
2-3 河川環境に関する現状と課題	10
2-3-1 動植物	10
2-3-2 水質	12
2-3-3 河川空間の利用	15
3. 河川整備計画の目標に関する事項	16
3-1 河川整備計画の対象区間	16
3-2 河川整備計画の対象期間	17
3-3 河川整備計画の見直し	17
3-4 洪水, 津波, 高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標	17
3-4-1 洪水による災害の防止又は軽減	17
3-4-2 津波, 高潮による災害の防止又は軽減	18
3-4-3 内水による災害の防止又は軽減	18
3-4-4 維持管理	18
3-4-5 施設の能力を上回る洪水等への対応	19
3-5 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標	19
3-6 河川環境の整備と保全に関する目標	19
3-6-1 動植物	19
3-6-2 水質	19
3-6-3 河川空間の利用	20
4. 河川の整備の実施に関する事項	21

4-1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	21
4-1-1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項.....	21
4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所に関する事項.....	27
4-2-1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項.....	27
4-2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項.....	31
4-2-3 河川環境の整備と保全に関する事項	31
5. 連携・協働	32
5-1 地域住民・関係機関等との連携・協働.....	32
5-1-1 地域住民等との連携・協働	32
5-1-2 関係機関との連携・協働	32
5-1-3 水教育	32
5-2 危機管理体制・水防活動	33
5-2-1 河川情報の高度化・提供	33
5-2-2 防災体制と防災情報の強化	33

1. 流域及び河川の概要

神田瀬川は、その源を小松島市井口に発し、同市新居見町で芝生川を分派した後、菖蒲田池に流入し、豊ノ本川、新堀川を併せ小松島湾へ注ぐ、幹川流路延長約 3.0km、流域面積約 11.0km²の二級河川である。また、派川芝生川は、平地部を蛇行しながら東流し、小松島湾へ注ぐ、幹川流路延長約 5.4km の二級河川であり、両河川ともに勝浦川の旧河道の一つである(図 1-1 及び表 1-1 参照)。

神田瀬川の流域は、ほぼ小松島市一市に属し、中心市街地を流下していることから、古くから同市の社会・経済・文化の基盤をなしている。特に河口部は、港湾都市として住宅地、商業地、工業地が集積し、人口や資産が集中している。

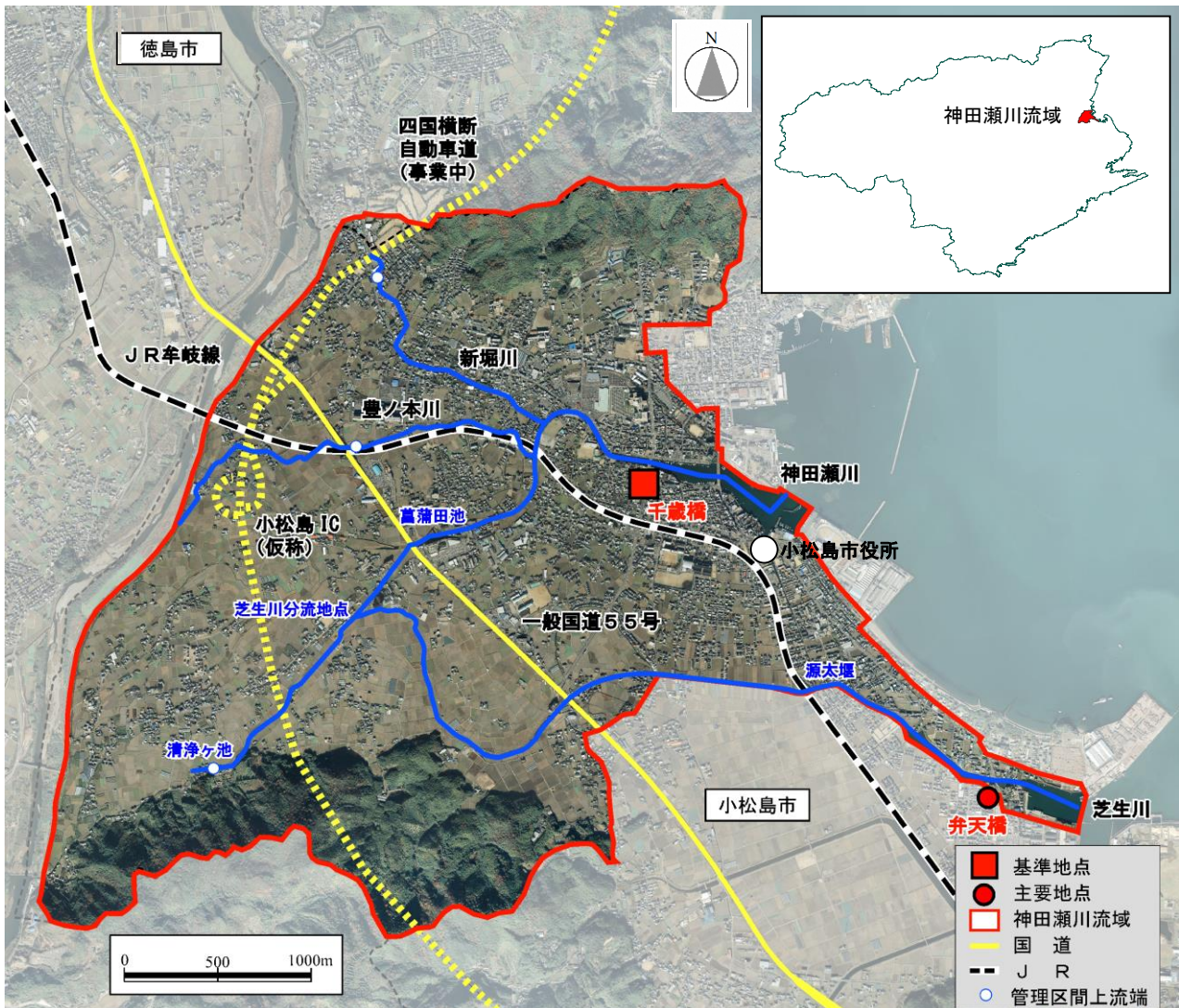


図 1-1 神田瀬川流域図

表 1-1 神田瀬川流域の概要

幹川流路 延長(km)	流域面積 (km ²)	流域内			流域内の市町村 と人口(人)
		人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口密度 (人/km ²)	
3.0	11.0	約 21,700	約 9,000	約 2,000	小松島市：約 38,800

流域内人口・世帯数及び市町村の人口は平成 27 年国勢調査

流域の土地利用は、山地が約 18%、水田・畑地等の農地が約 33%、宅地等の市街地が約 40%、荒地等のその他の用地が約 9%となっている。

流域はほぼ小松島市一市に属し、平成 27 年(2015)国勢調査による流域内人口は約 21,700 人、世帯数は約 9,000 世帯で、小松島市の人口約 38,800 人に対し半数以上を占めている。

流域の地形は、大部分が日峰山地と田浦・田野山地との間に広がる標高 5m 未満の三角州性低地で構成されている。この低地は、かつて、小松島湾に注いでいた勝浦川によって形成されたものである。

流域の気候は、雨が少ない特徴をもつ瀬戸内気候と、寒候期に雨が少なく、暖候期に降水量が多い太平洋側気候の中間に位置し、年平均降水量は約 1,500mm 程度である。

流域の現存植生は、上流域は水田等の農地が広がることから水田雑草群落が卓越し、下流部は市街地や工場地帯等であることから植生はほとんど見られない。流域北部の日峰山ではアカマツ群落が生育し、また、南部の田浦・田野山地には、アカマツ群落のほか、スギ・ヒノキ・サワラ等の植林が分布している。また、一部は果樹園に利用されている。

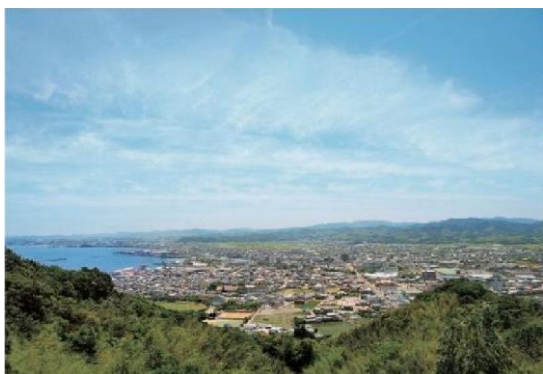
流域の産業は、かつては、河口の小松島港が人流・物流の拠点として栄えていたため、食品製造業、繊維製品製造業、造船業、鉄工業等の工業地帯として発展し、第二次産業が主体であった。しかし、現在は、鉄道の廃止、フェリーの移転、相次ぐ工場の撤退等があり、産業経済活動は大きく変化し、第一次産業や第二次産業の就業者が減少し、第三次産業が基幹産業になっている。

流域の交通は、JR 牟岐線、一般国道 55 号等の基幹交通施設に加え、四国横断自動車道の小松島 IC(仮称)が整備中であり、交通の要所として重要度が増している。

流域の観光は、阿波三峰のひとつに指定されている「日峰山」がある。標高約 192m の山頂には日峰神社があり、桜の名所としても有名で、公園も整備されている。また、流域内は、古くから金長たぬきの伝説が伝わる地であり、いたる場所に数多くのたぬきの石像や掲示物等がある。

特に、小松島ステーションパーク内の金長たぬき希望の滝に立つ銅像は、高さ5m、胴まわり5m、重さ5tのたぬきの銅像としては世界一の大きさとなっている(写真 1-1 参照)。

流域内には多くの文化財がある。国登録有形文化財として、「じぞうじほうじゆいんおもや地蔵寺寶珠院主屋」や「じぞうじほうじゆいんはな地蔵寺寶珠院離れ」等が登録されているほか、県指定文化財として「もくぞうあみだによらいゆぞう木造阿弥陀如来立像(有形文化財)」や「たうらふ田浦のたたら踏み(無形民俗文化財)」等が指定されている。



出典：「小松島市 HP」

写真 1-1 (左：日峰山からの景色，右：金長たぬき希望の滝の銅像)



河口から約 1.3km



河口から約 3.2km

写真 1-2 (左：神田瀬川下流，右：神田瀬川上流)



河口から約 1.1km



河口から約 3.5km 付近

写真 1-3 (左：芝生川下流，右：芝生川上流)

2. 現状と課題

2-1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する現状と課題

2-1-1 洪水

神田瀬川で実施された治水事業を表 2-1 及び図 2-1 に、既往出水による被害状況を表 2-2 及び図 2-2 に示す。神田瀬川では、昭和 36 年(1961)の第二室戸台風を契機に、河口部から蓬萊地先間(約 800m)の河道拡幅及び護岸整備が行われた。その後も昭和 40 年(1965)の台風 23 号・24 号をはじめ、台風による住宅浸水被害が多発したため、昭和 55 年度(1980)の河川局部改良事業により上流部の河川改修が実施された。この事業では、計画高水流量 8.0 m³/s (一部区間 3.0 m³/s)として、菖蒲田池上流端から芝生川分派地点までが改修され、平成 9 年度(1997)に完了している。

豊ノ本川、新堀川においても昭和 42 年度(1967)から河川改修の実施により、排水ポンプや樋門が施工され、現在改修は完了している。

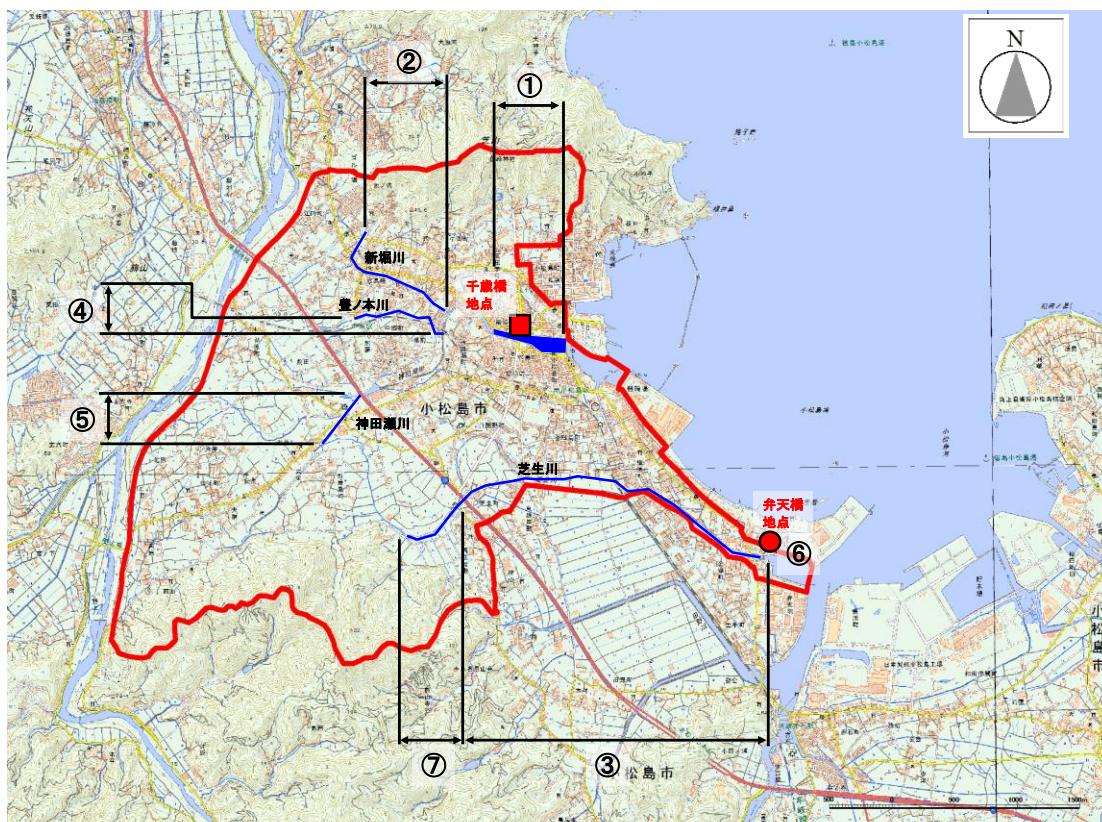
また、芝生川では、昭和 48 年度(1973)から小規模河川改修事業が実施された。将来計画の計画高水流量 45 m³/s のうち、暫定改修として 15 m³/s の流下断面を確保する河川改修が行われ、平成 7 年度(1995)に完了している。河口部では昭和 60 年度(1985)から紀伊水道高潮対策事業として、防潮水門及び排水機場が施工され、現在事業は完了している。

その後、平成 9 年度(1997)に神田瀬川水系工事実施基本計画によって、神田瀬川千歳橋地点の計画高水流量を 70m³/s、芝生川弁天橋地点の計画高水流量を 45m³/s とする計画が策定されている。

しかし、その後も平成 16 年(2004)台風 23 号及び平成 26 年(2014)台風 12 号等により、流域内の各所で浸水被害が発生したため、令和元年(2019)9 月には、気候変動による豪雨化、土地利用状況の変化等を踏まえ、神田瀬川千歳橋地点の計画高水流量を 70m³/s、芝生川弁天橋地点の計画高水流量を 50m³/s とする神田瀬川水系河川整備基本方針が策定された。

表 2-1 治水事業の沿革一覧表

番号	着手	完了	河川名	項目	概要
①	昭和36年 (1961)	昭和38年 (1963)	神田瀬川	地盤変動対策	改修延長=約800m
②	昭和42年 (1967)	平成14年 (2002)	新堀川	小規模河川改修事業により、新堀川の河川改修を実施	確率規模: 1/50年確率、改修延長=970m 排水ポンプ容量(2.0m ³ /s×2台)、樋門(B8.2m×H4.1m)
③	昭和48年 (1973)	平成7年 (1995)	芝生川	小規模河川改修事業により、芝生川の河川改修を実施	確率規模: 1/5年確率(1/50年確率)※、改修延長=1,300m ※: 暫定計画(全体計画)
④	昭和48年 (1973)	昭和55年 (1980)	豊ノ本川	河川局部改良事業により、豊ノ本川の河川改修を実施	確率規模: 1/30年確率、改修延長=200m 排水ポンプ容量(2.0m ³ /s×1台)
	昭和57年 (1982)	昭和59年 (1984)		小規模河川改修事業により、豊ノ本川の河川改修を実施	確率規模: 1/30年確率、改修延長=350m
⑤	昭和55年 (1980)	平成9年 (1997)	神田瀬川	河川局部改良事業により、神田瀬川上流部の河川改修を実施	改修延長=450m
⑥	昭和60年 (1985)	平成5年 (1993)	芝生川	紀伊水道高潮対策事業により、芝生川の防潮水門および排水ポンプを実施	排水ポンプ容量(3.0m ³ /s×2台) 防潮水門(B12.0m×H3.65m×2連)
⑦	平成4年 (1992)	平成13年 (2001)	芝生川	河川局部改良事業により、芝生川上流部の河川改修を実施	確率規模: 1/2年確率(1/50年確率)※、改修延長=502m ※: 暫定計画(全体計画)
⑧	平成9年 (1997)	-	神田瀬川水系	神田瀬川水系工事実施基本計画の策定	基準地点等の計画高水流量 神田瀬川(千歳橋): 70m ³ /s 芝生川(弁天橋): 45m ³ /s 確率規模1/50年確率
⑨	令和元年 (2019)	-	神田瀬川水系	神田瀬川水系河川整備基本方針の策定	基準地点等の計画高水流量 神田瀬川(千歳橋): 70m ³ /s 芝生川(弁天橋): 50m ³ /s 確率規模1/50年確率



この地図は、国土地理院発行の25,000分の1地形図(小松島市)を使用したものである。

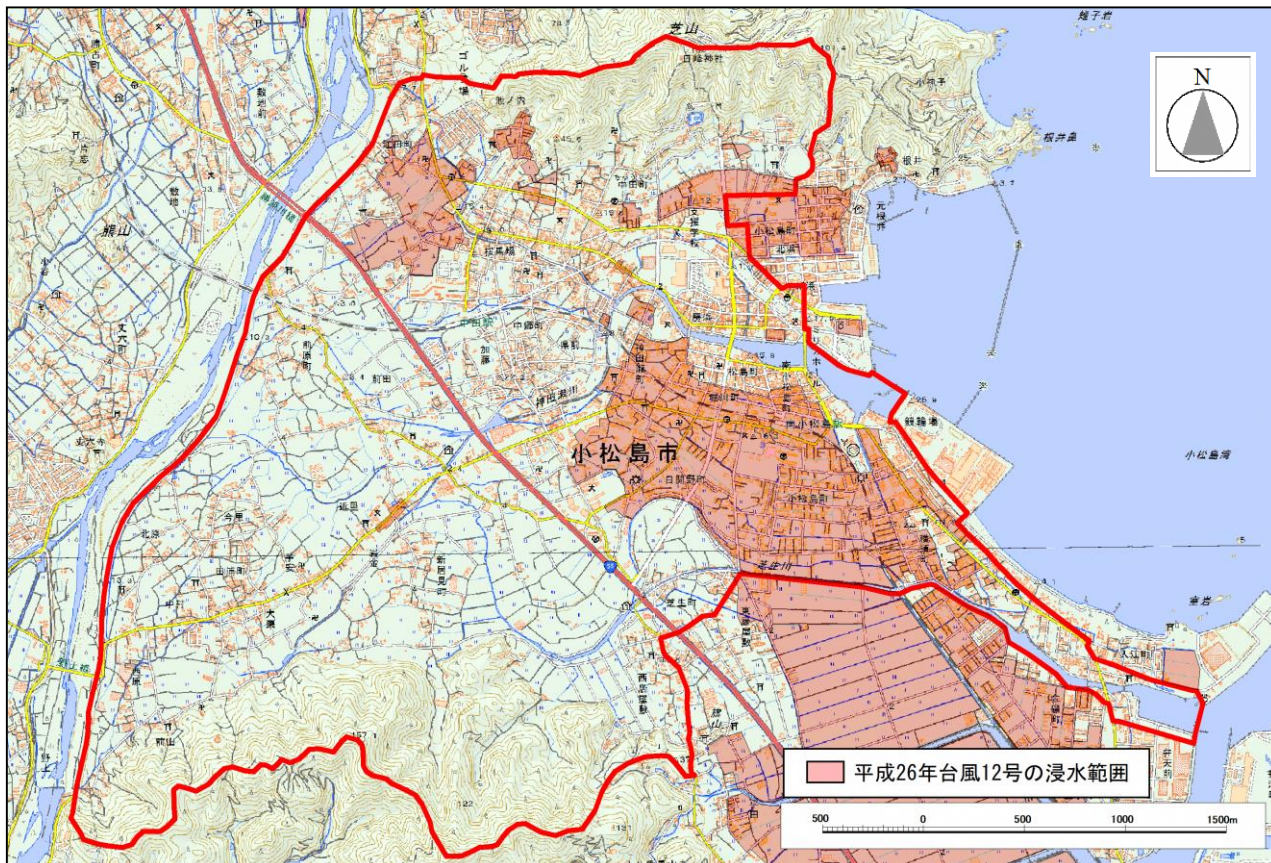
図 2-1 治水事業位置図

神田瀬川水系の河川は、流域の平野部が低地であることに加え、河積不足や潮位の影響によって、洪水が発生する度に浸水被害を受けてきた。近年では、河川改修によって外水氾濫による浸水被害は減少しているが、平成16年(2004)台風23号と平成26年(2014)台風11号・12号では浸水被害が発生している。

表 2-2 既往出水等の被害状況

洪水年月日	降雨要因	河川名等	水害実績					出典	
			水害区域 面積 (ha)	被害棟数					
				全壊流出	半壊・床 上浸水	床下浸水	計		
昭和9年(1934)	9/21	室戸台風	勝浦郡の被害	不明	34	359	875	1268	徳島県自然 災害史
昭和21年(1946)	12/21	昭和南海地震 (津波)	小松島市の被害	不明	8	106	248	362	〃
昭和25年(1950)	9/3	ジェーン台風	勝浦郡の被害	不明	116	2436	3555	6107	〃
昭和36年(1961)	6月下旬	梅雨前線豪雨	神田瀬川	500.00	-	-	60	60	水害統計
昭和36年(1961)	9/15	第二室戸台風	神田瀬川	955.00	2	2632	1756	4390	〃
昭和40年(1965)	9/10~17	台風23, 24号	神田瀬川、芝生川	1290.00	-	302	906	1208	〃
昭和43年(1968)	7/28~29	台風4号	神田瀬川	-	-	4	135	139	〃
昭和43年(1968)	8/28~29	台風10号	芝生川	200.00	-	-	-	-	〃
昭和43年(1968)	9/24~27	台風16号	神田瀬川、芝生川	220.00	-	-	135	135	〃
昭和45年(1970)	6/10~7/18	梅雨前線豪雨及び 台風第2号	新堀川	3.00	-	-	14	14	〃
昭和45年(1970)	8/13~23	台風9号、10号及 び集中豪雨	新堀川	5.00	-	-	96	96	〃
昭和47年(1972)	9/6~19	豪雨及び台風20号	横須川、東堀川、豊ノ本川、馬場ノ本地区、井利ノ口地区、北浜地区、脇谷地区、内開地区、池ノ内地区	209.30	-	77	861	938	〃
昭和49年(1974)	7/1~12	台風8号及び豪雨	池ノ内地区、出口地区、内開地区、広見地区、北開地区	45.00	-	139	56	195	〃
昭和49年(1974)	8/17~9/10	台風14, 16, 18号 等	池ノ内地区、井利ノ口地区、北浜地区、出口地区、内開地区、広見地区、堀川地区、南小松島地区、横須地区、芳南荘地区、脇谷地区	17.40	-	18	312	330	〃
昭和50年(1975)	8/5~8/25	豪雨及び暴風雨	神田瀬川、豊ノ本川、池ノ内地区、北浜地区、馬場ノ本地区、日開野高須地区、南小松島地区、脇谷地区、外開川、横須川	39.10	-	35	717	752	〃
昭和51年(1976)	9/7~9/14	台風17号と豪雨	豊ノ本川、広見川、江田三ツ合地区、神田瀬地区、北浜地区、中田内開地区、堀川地区	18.80	-	25	127	152	〃
昭和54年(1979)	8/31~9/9	台風12号と豪雨	新堀川、外開排水路	0.40	-	-	60	60	〃
昭和54年(1979)	9/24~10/1	台風16号と豪雨	新堀川、池ノ内地区、内開地区、上浜田地区、神田瀬町地区、北開地区、広見地区、南小松島町地区、月ノ輪地区、宮ノ後地区、横須地区	1.60	-	15	231	246	〃
昭和54年(1979)	10/14~26	台風20号	新開川、池ノ内地区、内開地区、江田中田地区、神田瀬町地区、北開地区、堀川町地区、松島町地区、金磯町地区、横須町地区	1.50	-	14	211	225	〃
昭和55年(1980)	9/3~13	豪雨及び台風13号	新堀川、池ノ内地区、北開地区	0.80	-	-	115	115	〃
昭和55年(1980)	10/4~19	台風19号	新堀川、池ノ内地区、内開地区、北開地区、出口地区、横須地区	1.10	-	-	147	147	〃
平成4年(1992)	8/17	台風11号	広見川	0.21	-	-	16	16	〃
平成7年(1995)	5/10	豪雨	外開川、南小松島排水路、芝生町、中田町	0.97	-	10	35	45	〃
平成7年(1995)	6/29	豪雨	神田瀬町	0.01	1	-	-	1	〃
平成8年(1996)	12/17	豪雨	無名河川	0.34	-	-	5	5	〃
平成9年(1997)	9/17	台風19号	外開川、無名河川	0.67	-	-	45	45	〃
平成10年(1998)	6/12	豪雨	神田瀬川、新堀川、芝生川、無名河川	1.43	-	19	165	184	〃
平成10年(1998)	9/18	台風6.7号	無名河川	0.19	-	2	18	20	〃
平成13年(2001)	7/5	豪雨	外開川	0.10	-	-	15	15	〃
平成13年(2001)	9/1	豪雨	外開川	0.05	-	-	7	7	〃
平成13年(2001)	10/9	豪雨	神田瀬川、無名河川	1.18	-	21	148	169	〃
平成15年(2003)	5/27	台風4号	神田瀬川	0.01	-	-	2	2	〃
平成15年(2003)	8/6	台風10号	神田瀬川、無名河川	0.04	-	-	5	5	〃
平成16年(2004)	10/20	台風23号	神田瀬川等	230.19	-	319	809	1128	浸水痕跡 マップ
平成17年(2005)	9/3	台風14号	河川海岸以外	4.25	-	4	25	29	水害統計
平成25年(2013)	8/29~9/5	豪雨	神田瀬川、芝生川、新堀川	0.20	-	1	11	12	〃
平成26年(2014)	8/1~8/4	台風12号	神田瀬川等	277.40	-	42	143	185	浸水痕跡 マップ
平成26年(2014)	8/8~8/11	台風11号	神田瀬川等	239.50	-	63	180	243	〃

出典:「徳島県自然災害史」(徳島県),「水害統計」(国土交通省水管理・国土保全局),「浸水痕跡マップ」(徳島県)



この地図は、国土地理院発行の 25,000 分の 1 地形図(小松島市)を使用したものである。

図 2-2 浸水痕跡マップ

2-1-2 津波、高潮

神田瀬川水系では、徳島県下に甚大な被害をもたらした昭和 36 年(1961)9 月の第二室戸台風によって、高潮等により約 4,400 戸の家屋が浸水被害に見舞われている。また、沿川の低平地一帯は、T.P+0.5m～2.0m 程度と低く、堤防や水門・樋門によってのみ守られている状況である。このため、今後も、これらの施設の機能が最大限に発揮できるように、効率的・効果的に管理していく必要がある。

一方、近い将来に発生が予測される南海トラフを震源とした地震によって、堤防沈下や河川管理施設の損傷等のほか、津波による浸水被害が懸念される。このため、河口部の堤防や河川管理施設等の地震・津波対策を行う必要がある。

2-1-3 内水氾濫

神田瀬川流域では、洪水時において河川水位が高くなると、堤内地からの排水が困難になり、内水氾濫による浸水被害が発生している。このため、被害が頻発する箇所等の対策が必要な箇

所について、関係機関と連携し、順次内水対策をしていく必要がある。

2-1-4 維持管理

神田瀬川水系の各河川では、堤防、護岸、水門・樋門、排水機場等の河川管理施設の経年的な劣化のほか、洪水等による損傷や機能低下が懸念される。また、土砂堆積や草木の繁茂による流下能力の低下や河川管理施設への悪影響、環境面の悪化、不法投棄等も懸念される。

このため、河川の維持管理に関しては、河川巡視・点検等により、堤防、護岸、水門・樋門、排水機場等の河川管理施設の状態、河道の状態、流水の状態を確認し、常に河川及び河川管理施設の機能を最大限に発揮できるように維持管理していく必要がある。

また、神田瀬川では、河川環境の維持・向上のため、住民らが清掃等の簡易な維持作業を行っている。今後も、地域住民に密着した親しみのある「かわづくり」を行うため、これらの活動を支援していく必要がある。

2-1-5 施設の能力を上回る洪水等への対応

近年、我が国においては、時間雨量 50 mmを超える短時間強雨や総雨量が数百mmから千mmを超えるような大雨が発生し、全国各地で毎年のように甚大な水害が発生している。

さらに地球温暖化に伴う気候変動の影響により、今後さらに、大雨や短時間強雨の発生頻度、大雨による降水量等が増大することが予測されている。

これにより、施設の能力を上回る洪水等が頻発するとともに、発生頻度は比較的低いが施設の能力を大幅に上回る極めて大規模な洪水等が発生する懸念が高まっている。このため、様々な事象を想定し対策を進めていくことが必要となっている。

神田瀬川水系では、沿川一帯が低平地であるため、施設の能力を上回る極めて大規模な洪水が発生し、溢水氾濫が生じた場合には、広い範囲で深刻な浸水が発生する恐れがある。

これまで、被害を軽減する対策として降雨や河川水位を監視・伝達するための情報基盤整備等のハード対策、浸水痕跡マップの作成等のソフト対策を推進してきた。今後は、これらの対策がより有効活用できるような仕組みづくり、情報の充実、伝達体制の強化等を推進し、流域全体での浸水被害の軽減に向け神田瀬川流域の特性に応じた取組を推進するため、流域全体で協働していく必要がある。

2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題

2-2-1 水利権

神田瀬川水系の河川水は、表 2-3 に示すとおり農業用水として約 360ha に及ぶ農地のかんがいに利用されている。河川流量は把握できていないが、これまで大きな渇水被害は記録されていない。しかし、河川水は、利水のほか、動植物の生息・生育・繁殖環境、景観、水質保全等、多様な水環境の維持の役割も担っており、今後は、現状の水環境を維持するため、河川流量や取水量の把握に努める必要がある。

表 2-3 水利権の一覧表

種別	河川名	利用目的	件数	最大取水量 (m^3/s)	かんがい面積 (ha)
慣行 水利権	芝生川	かんがい	3	—	360.00
合計			3	—	360.00

2-2-2 漁業権

神田瀬川水系に漁業権が設定されている河川はない。

2-3 河川環境に関する現状と課題

2-3-1 動植物

神田瀬川水系は、主として神田瀬川と芝生川からなる。

清浄ヶ池しょうじょうがいはけから菖蒲田池までの神田瀬川上流部は、田園地帯を緩やかに蛇行しながら流下する。清浄ヶ池の水際には、ジュズダマやミゾソバ等の湿性植物が生育し、その下流河道には、浮葉植物のヒメコウホネ(環境省 RL・徳島県 RL^{※1}:絶滅危惧 II 類)のほか、オオミクリ(環境省 RL・徳島県 RL:絶滅危惧 II 類)やマコモ等の抽水植物が生育している。また、池内にはゲンジボタルの幼虫をはじめ、数種のトンボ類の幼虫が確認されている(写真 2-1 参照)。

この区間の水域には、ミナメダカ[メダカ南日本集団](環境省 RL・徳島県 RL:絶滅危惧 II 類)やドジョウ(環境省 RL:準絶滅危惧, 徳島県 RL:絶滅危惧 II 類), スナヤツメ(環境省 RL:絶滅危惧 II 類, 徳島県 RL:絶滅危惧 IA 類)等の魚類が生息しており、それらを捕食するアオサギ, シラサギ等のサギ類が訪れる。その他鳥類として、カイツブリやバンバンの幼鳥が確認でき、この区間を繁殖地として利用している。

外来生物としては、清浄ヶ池付近で、緊急対策外来種に指定されているアメリカザリガニのほか、重点対策外来種に指定されているタイリクバラタナゴ, オオカナダモ, ホテイアオイ等が確認されており、在来の生態系への影響が懸念される。

菖蒲田池から河口までの神田瀬川下流部は、小松島市の中心市街地を緩やかに流下する。この区間は、河岸がコンクリートで覆われ、また潮汐の影響を受ける汽水域になっている。このため、菖蒲田池周辺でナガエミクリ(環境省 RL・徳島県 RL:準絶滅危惧)等の抽水植物が見られる程度で、それより下流で植物はほとんど見られない。

魚類は、淡水魚であるウグイのほか、汽水・海産魚であるコトヒキやボラ等が確認されている。底生動物は、一部の区間でアカテガニ(徳島県 RL:準絶滅危惧)が確認されているが、ほとんどの区間は、生活排水の流入もあり、イシマキガイ等のわずかな生物しか確認できない。鳥類は、カワセミやサギ類が確認でき、河口部に近づくとカモメやカワウ等が見られる。

外来生物は、上流部と同様に多くの種類が確認されている。

分派地点げんたぜきから源太堰までの芝生川上流部は、田園地帯を蛇行しながら流下する。神田瀬川と同様に流れが緩やかで、水域にはヒメコウホネ等の浮葉植物が、水際にはヨシ等の抽水植物が生育している。魚類は、コイやナマズのほか、ムギツク(徳島県 RL:準絶滅危惧), ヤリタナゴ(環境省 RL・徳島県 RL:準絶滅危惧)等が生息している。鳥類は、カワラヒワやムクドリ等の群れをなす留鳥が確認されている。

※1 「環境省 RL」:環境省レッドリスト, 「徳島県 RL」:徳島県レッドリストを示す

外来生物としては、緊急対策外来種のアリカザリガニ、重点対策外来種のおオカナダモ、スクミリンゴガイ等が確認されており、在来の生態系への影響が懸念される。

源太堰から河口までの芝生川下流部は、主に住宅地を流下する。川幅はやや広くなり、一部の区間を除いてコンクリート護岸となっているほか、沿川の宅地開発により、上流部に比べると河岸の植生は少なくなっている。この区間では、ムクドリやカワラヒワの群れが確認されているほか、ミサゴ(環境省 RL, 徳島県 RL: 準絶滅危惧)も確認されている。水域では、河口に水門があり、淡水魚であるコイやギンブナが群泳する姿が見られる。

下流部においても、上流部と同様に多くの外来生物が確認されている。

このように神田瀬川水系の河川は、多様な動植物、重要な動植物の生息・生育・繁殖が確認されている。一方で、在来生物の生息・生育・繁殖環境に影響を及ぼす外来生物も確認されているため、緊急対策外来種や重点対策外来種等の外来生物の拡大防止に努め、現在有している河川環境を保全していく必要がある。



写真 2-1 流域内に生息する動植物

2-3-2 水質

神田瀬川水系の環境基準類型指定は、表 2-4 に示すとおり神田瀬川の千歳橋から上流が河川 C 類型に指定されている。平成 22 年度(2010)から令和元年度(2019)の水質調査結果をみると、BOD75%値の最大値が 3.1mg/L{平成 30 年度(2018)}, 平均値が 2.6mg/L になっており、毎年環境基準値を達成している(表 2-5～表 2-6, 図 2-3～図 2-4 参照)。

しかし、流量が少なく、生活排水による負荷が大きいため、今後も、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境を保全するために、関係機関と協力して水質を維持・改善していく必要がある。

表 2-4 環境基準類型指定状況

告示		指定年月日	水域の名称	範囲	水域類型	達成期間	環境基準点
年月日	番号						
S47.5.30	県告示第408号	S47.5.30	神田瀬川	神田瀬川のうち千歳橋より上流	河川C	直ちに達成	神代橋

表 2-5 環境基準の一覧表

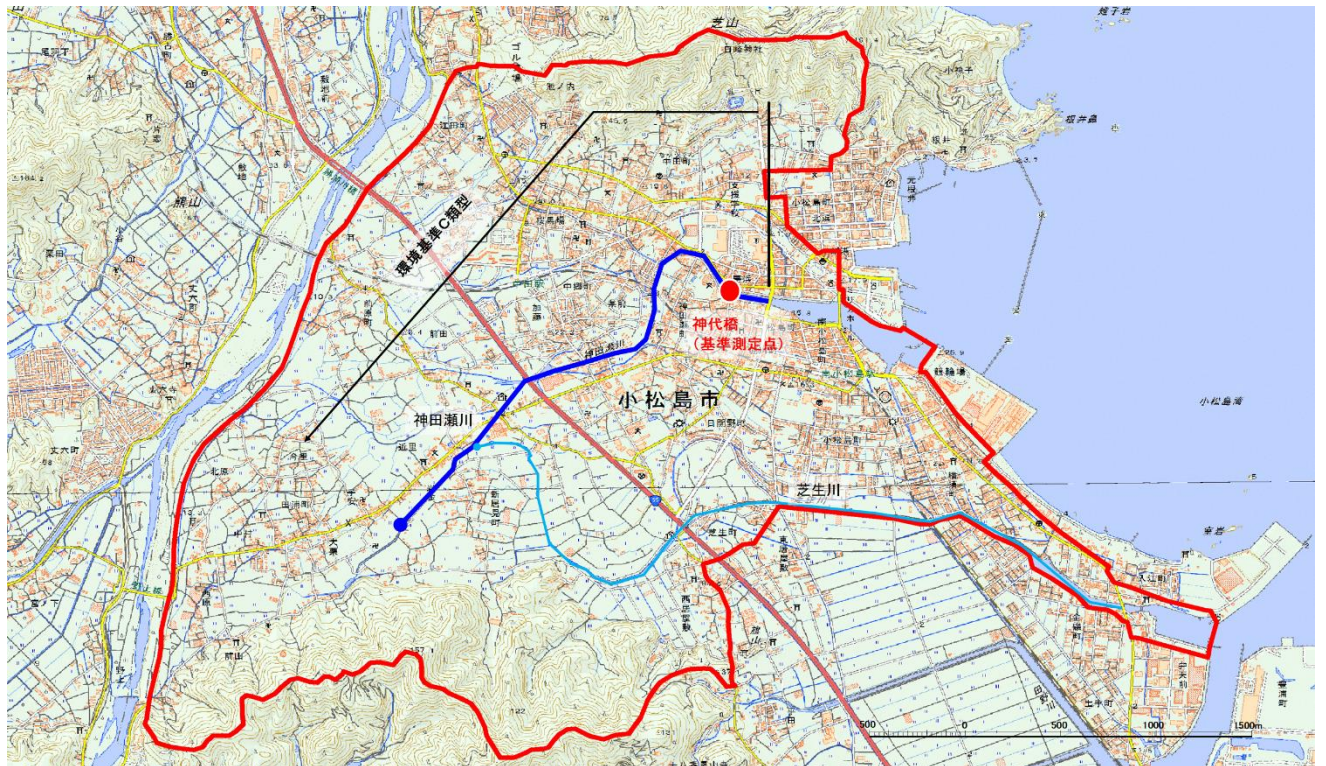
類型	基準値			
	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)
河川C	6.5以上8.5以下	5.0mg/L以下	50mg/L以下	5.0mg/L以上

表 2-6 水質調査結果

平成22年度(2010)～令和元年度(2019)の10ヶ年の水質データの平均値

調査地点	類型指定	pH		BOD (mg/L)	SS (mg/L)	DO (mg/L)
		最大	最小	75%値	平均値	平均値
神代橋	河川C	7.8	7.2	2.6	5.0	6.8

出典:「公共用水域及び地下水の水質の状況についての測定結果」(徳島県, 各年)



この地図は、国土地理院発行の25,000分の1地形図(小松島市)を使用したものである。
 図 2-3 水質基準の区分図

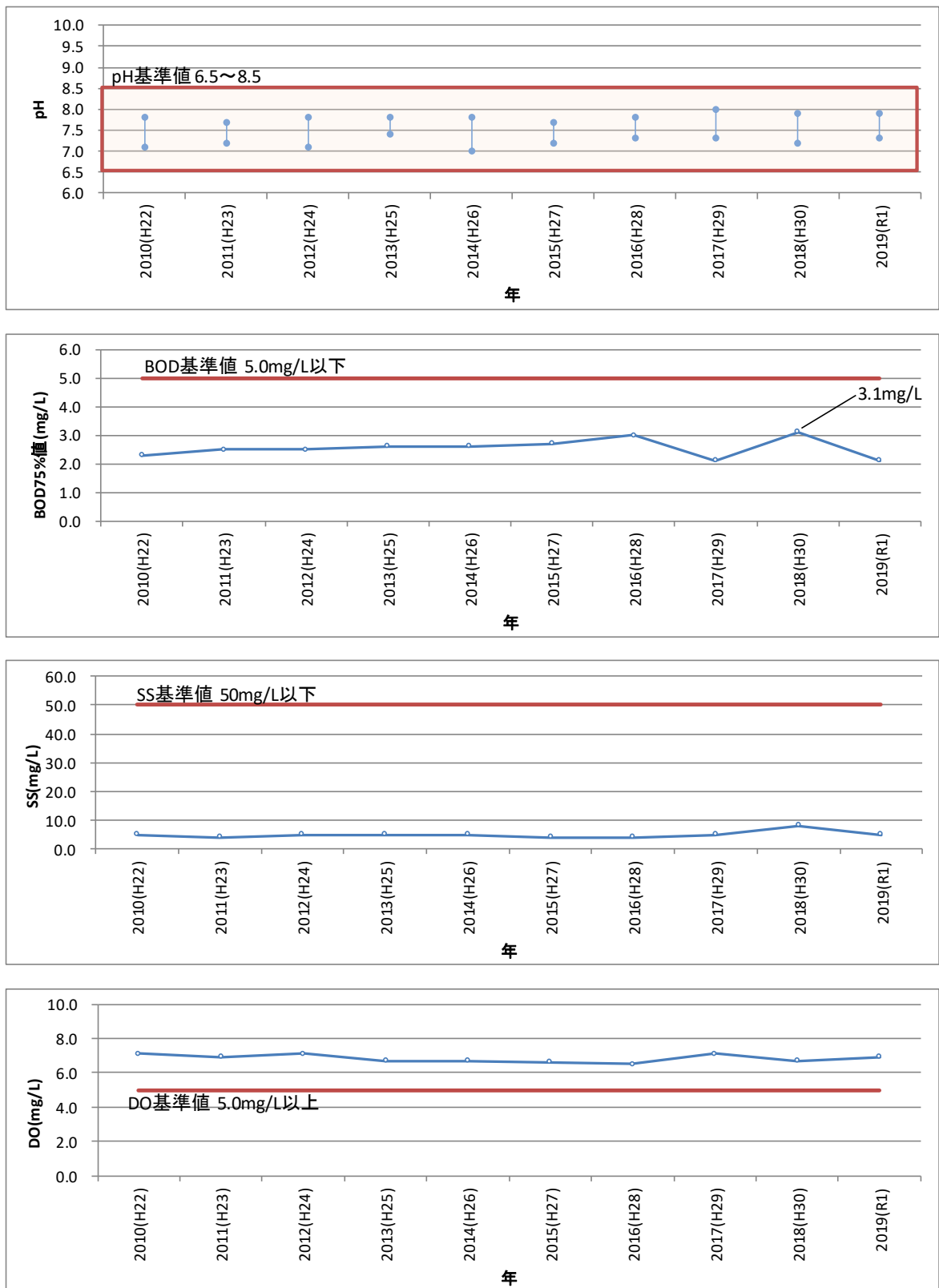


図 2-4 水質 (BOD 等) の経年変化 (神代橋)

2-3-3 河川空間の利用

神田瀬川は、河道内に高水敷がなく、また河岸際まで住宅や民有地が迫っていることから、水辺に近づきにくく、河川空間の利用者は少ない。しかし、流域内には写真 2-2 に示す「狸の伝説」で知られる「神子の藪狸大明神」^{みこ やぶたぬきだいみょうじん}、「鳳ノ木狸大明神」^{ほう き たぬきだいみょうじん}等の狸の祠^{ほこら}が祀られており、「狸の祠めぐりオリエンテーリング」のチェックポイントとして、イベント時には多くの参加者が訪れる。

今後は、身近に自然を体験できる場として、現状の河川環境を保全していくとともに、安全に水辺利用ができるように配慮していく必要がある。



写真の出典：「小松島市 HP」

写真 2-2 河川空間と利用状況

3. 河川整備計画の目標に関する事項

徳島県では、洪水等や渇水への対応はもとより、流域全体の水管理という広い視点に立ち、強靱な県土づくりや、浸水被害の防止を最優先として県民が健全な水循環の恩恵を最大限に享受できる水管理を推進するとともに、水に関わる労苦の歴史や文化、健全な水循環の重要性に対する県民の理解と関心を深め、水に関わる歴史や文化を未来に引き継ぐための水教育を推進することにより、県民の安全で豊かな暮らしの実現に寄与するため「徳島県治水及び利水等流域における水管理条例」を制定しており、この条例に基づき流域における水管理を推進していく。

3-1 河川整備計画の対象区間

河川整備計画の対象区間は、表 3-1 のとおりとする。

表 3-1 河川整備計画の対象区間

河川名	区間		河川延長(m)	告示年月日	事業※実施状況
	上流端	下流端			
かんだせがわ 神田瀬川	左岸 小松島市新居見町字柳の内 1 番(猩の池) 右岸 同上	海	3,000	S26.3.23	地震変動対策(S36-S38) 河川局部改良事業 (S55-H9)
しぼうがわ 芝生川	左岸 神田瀬川からの分派点 右岸	海	5,395	S31.11.12 H4.6.30(追)	小規模河川改修事業 (S48-H7) 紀伊水道高潮対策事業 (S60-H5) 河川局部改良事業(H4- H13)
しんぼりがわ 新堀川	左岸 小松島市中田町字広見 62 番地先 右岸 同市同町同字 63 番地先	神田瀬川への 合流点	1,800	S38.5.15	小規模河川改修事業 (S42-H14)
とよのものがわ 豊ノ本川	左岸 小松島市中郷町字露ノ本 42 番の 2 地先 右岸 同市同町同字 9 番の 2 地先	神田瀬川への 合流点	1,165	S48.3.26	河川局部改良事業(S48- S55) 小規模河川改修事業 (S57-S59)

3-2 河川整備計画の対象期間

河川整備計画の対象期間は、計画策定年度から概ね 30 年間とする。

3-3 河川整備計画の見直し

計画の対象区間及び対象期間は、現時点の流域の社会状況、自然状況、河道状況等を踏まえ策定したものである。今後は、これらの状況変化や新たな知見・技術の進歩等により、河川整備の変更の必要性が生じた場合、適宜、見直しを行う。

特に、気候変動による洪水流量の増加や、高潮による潮位・海面水位の上昇等が懸念されていることから、必要に応じて見直す。

3-4 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標

3-4-1 洪水による災害の防止又は軽減

神田瀬川水系では、地域住民の生命や資産を洪水から守るため、過去に発生した洪水、河川の規模、流域の資産等を踏まえ、県内他河川とのバランスを考慮し、長期的には、年超過確率 1/50 の規模の洪水^{※2}を安全に流下させる方針とする。しかし、地震・津波対策が急務であること、近年外水氾濫による浸水被害が発生していないことを踏まえ、当面は、年超過確率 1/5 の規模の洪水^{※3}を安全に流下させることを目標とする(図 3-1 参照)。

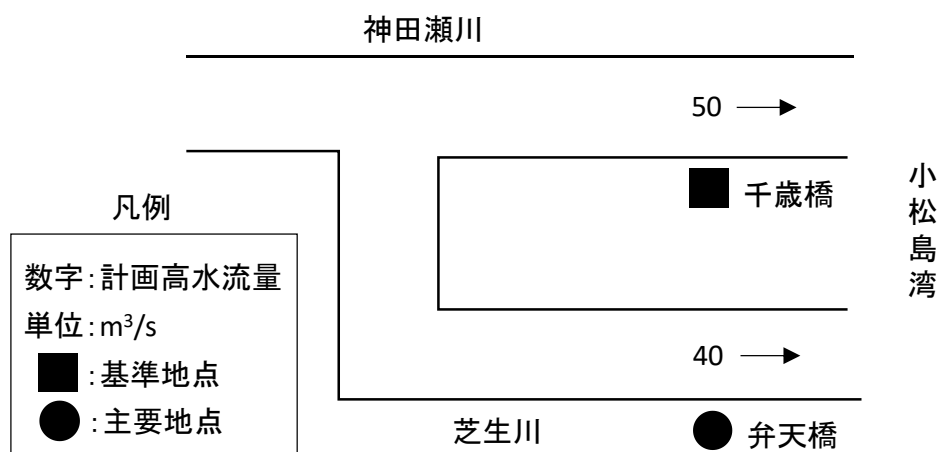


図 3-1 計画高水流量配分図 (年超過確率 1/5)

※2 「年超過確率 1/50 の規模の洪水」: 毎年、1 年間にその規模を超える洪水が発生する確率が 1/50 (2%) である洪水

※3 「年超過確率 1/5 の規模の洪水」: 毎年、1 年間にその規模を超える洪水が発生する確率が 1/5 (20%) である洪水

3-4-2 津波、高潮による災害の防止又は軽減

南海トラフを震源とした地震による損傷・機能低下等に伴い、地震発生後に来襲する津波や洪水によって浸水被害が発生するおそれのある河口部の河川管理施設について、必要な対策を実施する。

津波対策にあたっては、「最大クラスの津波」※4 と、津波を防護するための施設整備を行う上で想定する「計画津波」※5 の2つのレベルの津波を対象とする。

神田瀬川水系では、「計画津波」の高さを神田瀬川で T.P+3.7m、芝生川で T.P+4.4m とするが、河口部の海岸堤防高との整合、周辺地域への影響、構造面での実現性等を勘案すると、計画津波に対して堤防を整備するには多大な時間を要する。このため、本整備計画では、計画津波に対する堤防高まで段階的に堤防整備を推進していく中で、まずは人命を確保するために「計画津波」が発生した場合における避難時間※6 を確保することを目的とする。

また、関係機関と連携し、計画津波の防護に対する堤防高の見直しだけでなく、最大級の強さを持つ地震動※7 に対して、河川管理施設の耐震性能照査を行った上で必要な地震・津波対策を実施し、津波等による浸水被害の防止を図る。

さらに、高潮対策についても、高潮が河川外に流出することを防止し、河口部の海岸堤防と一体となった防護施設の整備を計画的に推進し、浸水被害の防止を図る。

3-4-3 内水による災害の防止又は軽減

内水による浸水被害が著しい地区については、今後の内水被害の状況を注視しつつ、関係機関と連携し、適切な役割分担のもと、必要に応じて内水対策を行い、被害を防止・軽減する。

3-4-4 維持管理

神田瀬川の維持管理に関しては、水系内全ての県管理河川を対象とする。維持管理は、河川の現状や地域の特性を踏まえつつ、災害発生防止又は軽減、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、地域住民や関係機関と連携し、河川の有する本来の多面的な機能及び河川整備により向上された機能が維持できるように適切に行う。

※4 「最大クラスの津波」：発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波。

※5 「計画津波」：「最大クラスの津波」に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（数十年から百数十年の頻度）。

※6 避難時間：地震発生から津波に対して安全な場所へ避難するのに要するとされる時間。徳島県では35分と設定。

※7 最大級の強さを持つ地震動：現在から将来にわたって当該地点で考えられる最大級の強さの地震によって発生する揺れ

3-4-5 施設の能力を上回る洪水等への対応

今後気象変動により、施設の能力を上回る洪水等が発生した場合においても、事前に発生が想定される現象を予測しておくことで、生命や資産、社会経済の被害をできる限り軽減することを目標とする。

このため、施設の運用、構造、整備手順等の工夫を図るとともに、想定し得る最大規模の外力に対する災害リスク情報と危機感を地域社会と共有し、流域全体で協働しながら、円滑かつ迅速な避難の促進、的確な水防活動の促進、迅速な応急活動の実施に努める。

3-5 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

神田瀬川水系の河川で適正な水利用が図られるように、利害関係者と連携して河川流況や利水状況等を把握し、効率的な水利用に努める。

また、河川内に生息する動植物の生息・生育・繁殖環境、水質保全等の水環境を良好に維持するために必要な流量の設定・確保に努める。

さらに、渇水時には関連情報を正確かつ迅速に収集し、状況を把握するとともに、河川流量等に関する情報提供を行う等、円滑な渇水調整を行う。

3-6 河川環境の整備と保全に関する目標

3-6-1 動植物

神田瀬川の流域内は、レッドリスト記載の重要な種を含め、多様な動植物の生息・生育・繁殖の場となっている。今後も、関係機関と連携を図り、自然環境に関する情報収集に努めるとともに、治水・利水との調整を図りつつ、各河川の特性を十分に考慮し、現在有している自然環境の保全に努める。また、緊急対策外来種や重点対策外来種等の外来生物の生息・生育域の拡大防止に努める。

3-6-2 水質

神田瀬川の水質は、BOD75%値が2.1～3.1mg/Lで推移しており、環境基準を満足している。今後も関係機関と連携を図り、水質調査や生活排水対策を推進し、状況把握及び水環境の維持・改善に努める。

3-6-3 河川空間の利用

人工的な市街地空間の中、河川が貴重なオープンスペースや自然空間としての役割を果たせるように、安全で、河岸と水面が一体となった緑豊かで潤いのある水辺空間の整備に努める。

また、河川が持つ長い歴史と、これまで流域が育ててきた人と川とのつながりに配慮し、人と自然が共生できる川づくりを目指して、地域住民の意見を河川整備に反映させる。

4. 河川の整備の実施に関する事項

4-1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

4-1-1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

神田瀬川水系の治水に関する現状と課題を踏まえ、整備計画の目標を達成するために、今後、概ね 30 年間に実施する河川整備の内容は、流域の現状、水害の発生状況及び河川整備状況、さらに河川環境等を考慮し、表 4-1 及び図 4-1～図 4-3 に示すとおりとする。

なお、災害復旧工事や局部的な改良工事及び維持工事は、表 4-1 にとらわれず、必要に応じて実施する。また、甚大な被害の発生が想定されている「南海トラフ巨大地震」を喫緊の課題ととらえ、地震・津波対策を優先的に取り組むこととする。

表 4-1 河川工事の種類及び施行の場所

河川名	実施区間	実施延長	実施内容
神田瀬川	新堀川合流点付近～菖蒲田池	約 1,000m	堤防・護岸整備, 河道掘削, 橋梁架替
芝生川	芝生川水門～一般国道 55 号付近の一部	約 1,700m	堤防・護岸整備, 河道掘削, 河道拡幅, 橋梁架替
	芝生川水門 芝生川排水機場	—	水門・樋門及び排水機場の地震・津波対策
新堀川	新堀川樋門 新堀川排水機場	—	〃
豊ノ本川	豊ノ本第 1 樋門 豊ノ本川排水機場	—	〃

注)実施区間は、河口からの概ねの区間を示す。

注) 気象、社会情勢等の条件により適宜見直しを行う。

注) 今後の状況により、必要に応じて本文に示していない場所も施行することがある。



図 4-1 整備を実施する区間（神田瀬川，芝生川）

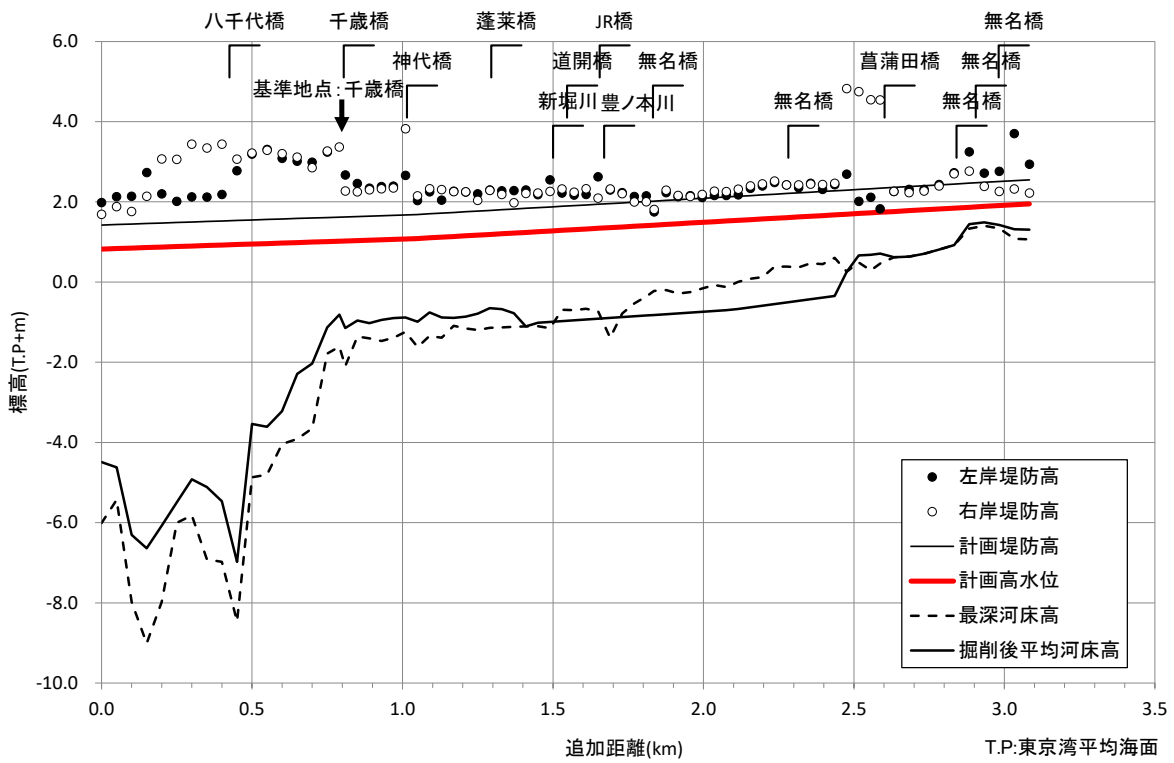


図 4-2 神田瀬川縦断図

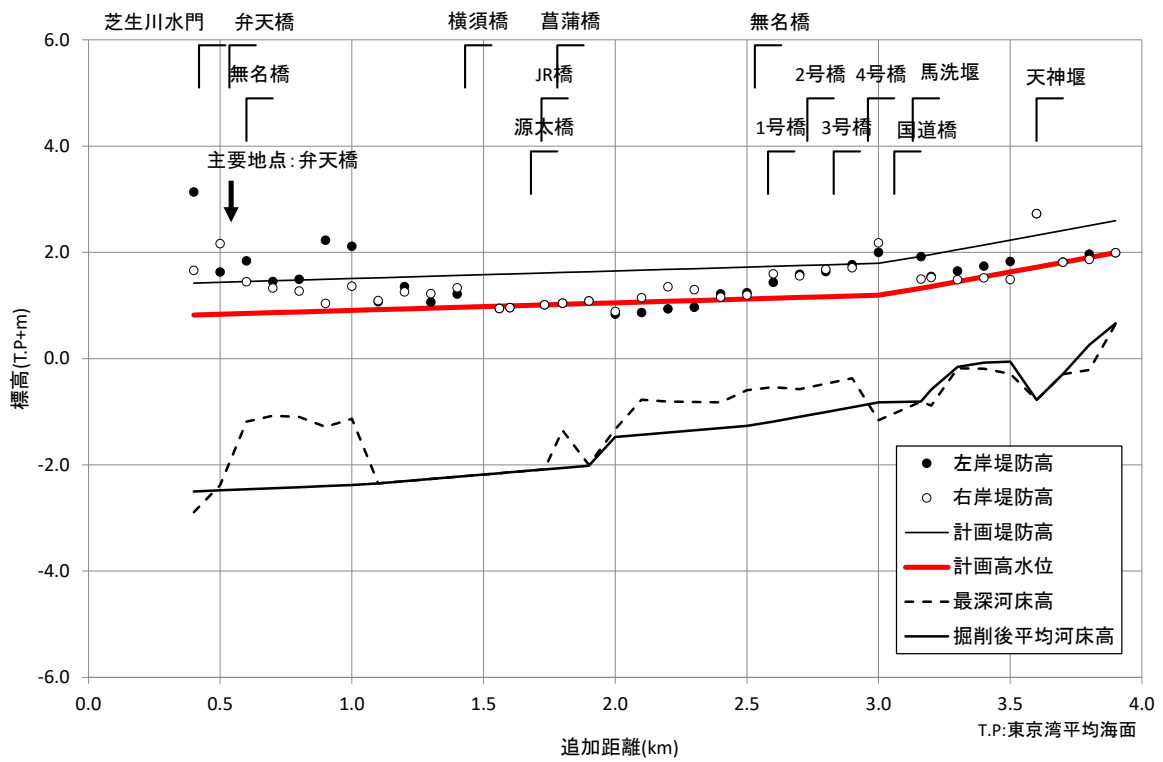


図 4-3 芝生川縦断図

(1) 洪水を安全に流下させるための対策

1) 堤防・護岸整備

神田瀬川水系では、これまでの河川改修によって一定の治水安全度は保たれているものの、近年の台風の大型化、豪雨化によって、比較的規模の大きい洪水では、度々浸水被害が生じている。このため護岸整備等により、洪水を安全に流下させる。

堤防・護岸整備は神田瀬川および芝生川を対象とし、実施区間は神田瀬川については新堀川合流点～菖蒲田池まで、芝生川は芝生川水門から一般国道 55 号付近までとする。実施にあたっては、動植物の多様な生息、生育・繁殖環境に配慮した護岸工法を採用し、水際環境の回復・保全に努める(図 4-4 及び図 4-5 参照)。

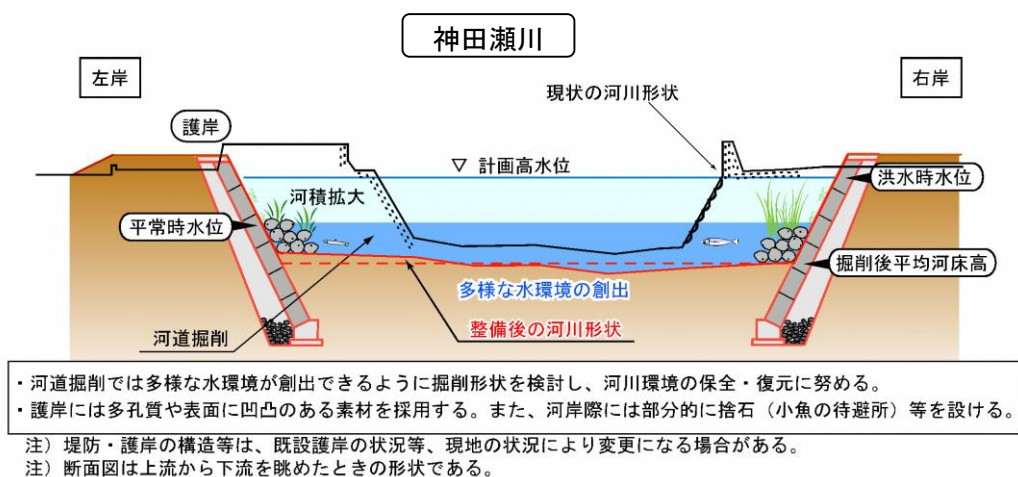


図 4-4 洪水を安全に流下させる対策のイメージ図(神田瀬川)

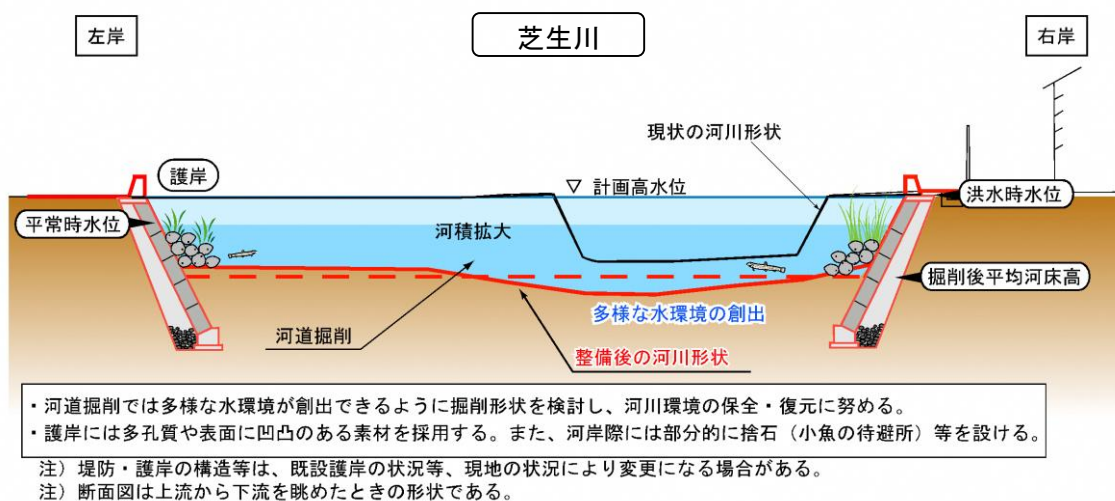


図 4-5 洪水を安全に流下させる対策のイメージ図(芝生川)

2) 河道掘削

神田瀬川および芝生川について、治水上支障となる区間を対象に、必要に応じて環境調査の実施や専門家からの指導・助言を受けて、周辺環境や景観に配慮しながら河道掘削等を行う。河道掘削においては、多様な河川環境を創出するため掘削形状を検討するとともに、専門家の意見を参考に回避、低減、代償等(ミチゲーション)の措置を実施する等して、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全に努める。

(2) 内水対策

内水被害を軽減するため、内水被害の著しい地区については、内水の発生要因等を把握した上で関係機関と連携し、河川改修や排水機場の新設・増設等、必要に応じて適切な対策を実施する。

(3) 浸透・侵食対策

堤防等の浸透対策、侵食対策としては、状況を監視し必要に応じて対策を行う。

(4) 津波、高潮対策

河口部の堤防は、海岸堤防と一体となって河川津波による被害を防止・軽減するため、「計画津波」に対して必要となる堤防高さを確保する。

神田瀬川水系では、「計画津波」が発生した場合における 35 分の避難時間を確保するための水位を、神田瀬川及び芝生川の河口部において 0.9m と想定しており、神田瀬川は現在の堤防で、芝生川は水門で、概ね防護することが可能である。

今後、水系内の各河川を対象に、「計画津波」の水位に対して必要となる津波防護施設に加え、大規模地震により堤防、水門・樋門等の河川管理施設が損傷、機能低下した場合にも、津波や洪水による浸水等の二次被害が発生しないように耐震対策について検討し、必要な地震・津波対策を実施する。

また、芝生川排水機場をはじめ、新堀川排水機場、豊ノ本川排水機場は、治水上重要な役割を果たしており、地震発生後においても機能を維持することが求められるため、水門・樋門及び排水機場の地震・津波対策を実施する。

今後は、堤防高を超える津波が来襲した場合でも、施設の効果が粘り強く発揮できるように、今後、調査・研究を踏まえて必要な対策を実施する。

なお、河口部における地震・津波、高潮対策を実施する際は、海岸・港湾管理者等の関係機関と調整を図る。

4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所に関する事項

神田瀬川の維持管理については、「災害発生の防止」、「河川の適正な利用」、「流水の正常な機能の維持」、「河川環境の整備と保全」等の観点から、洪水時や濁水時だけでなく、平常時から河川の有する機能が十分発揮できるように、関係機関や地域住民と連携し、次のような維持管理を行う。

4-2-1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

(1) 洪水流下に対する障害物

洪水時の流下能力を維持することを目的として、洪水の流下障害となる河道内の堆積土砂や草木の繁茂状況等を監視するとともに、治水上の支障となる場合は、周辺河川環境に配慮しながら除去、伐採等の必要な対策を行う。

(2) 河川管理施設

堤防や護岸については、洪水、津波、高潮時にその機能が発揮されるように、平常時の河川巡視により点検を行い、河床洗掘、護岸の亀裂といった施設の損傷や劣化等の早期発見に努める。施設に損傷や劣化等の変状が確認された場合は、必要に応じて補修等の対策を行う。

水門・樋門や排水機場等の河川管理施設についても、洪水、津波、高潮時にその機能が発揮できるように、出水期前や平常時の河川巡視による点検を行い、施設の状態を適切に把握し評価する(表 4-2 及び表 4-3 参照)。施設や機器に損傷や劣化等の変状が確認された場合は、部品の修理、交換及び施設の更新等の適切な措置を講じる。また、水門・樋門や排水機場等の操作は、施設管理者・操作人と連携して、操作規則により迅速かつ確実な操作に努める。

なお、施設規模が大きく、機能停止による社会的影響が大きい主要な河川管理施設については、今後、長寿命化に向けた維持管理方法等に関する検討を行うとともに、必要に応じて対策を実施する。

水位・雨量の観測施設については、定期的に保守点検を実施し、不具合を発見した場合には速やかに必要な対策を実施する(表 4-4 及び図 4-6 参照)。

表 4-2 河川管理施設一覧表（水門・樋門）

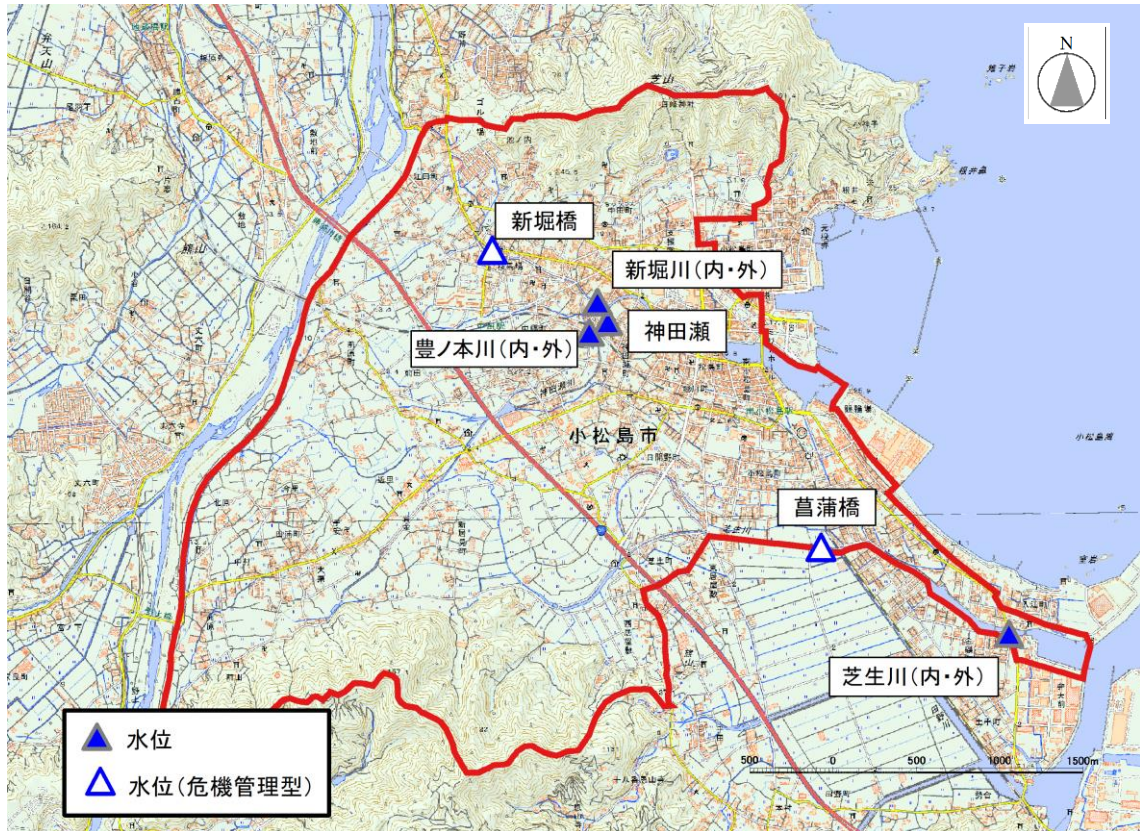
河川名	種別	名称	所在地	備考
神田瀬川	水門・樋門	菖蒲田樋門	小松島市小松島町領田	H1.70*B2.40*2連 電動スライドゲート
	水門・樋門	神田瀬第1樋門	小松島市神田瀬町神代橋の上	H0.80*B0.90*1連 電動スライドゲート
	水門・樋門	神田瀬第2樋門	小松島市神田瀬町小松島小学校の所	H0.90*B0.70*1連 電動スライドゲート
	水門・樋門	神田瀬第3樋門	小松島市神田瀬町逢来橋の下	H1.20*B1.40*1連 スライドゲート
	水門・樋門	大瀬樋門	小松島市神田瀬町10番	H1.30*B1.00*1連 スライドゲート
新堀川	水門・樋門	新堀川樋門	小松島市小松島町馬場ノ本	H4.20*B8.20*1連 電動ローラーゲート
	水門・樋門	新堀川排水機場吐出樋門	小松島市小松島町馬場ノ本	H2.00*B2.00*1連 ローラーゲート
豊ノ本川	水門・樋門	豊ノ本第1樋門	小松島市中郷町大瀬町	H3.50*B12.00*1連 電動ローラーゲート
	水門・樋門	豊ノ本第2樋門	小松島市中郷町大瀬町	H2.00*B2.00*1連 電動スライドゲート
	水門・樋門	豊ノ本川排水機場吐出樋門	小松島市中郷町大瀬町	H2.00*B2.50*1連 電動スライドゲート
芝生川	水門・樋門	芝生川樋門	小松島市金磯町8番	H3.70*B12.30*2連 電動スルースゲート
	水門・樋門	芝生川取水堰（馬洗堰）	小松島市芝生町字網干地先	H2.20*B12.50*1連 電動ローラーゲート

表 4-3 河川管理施設一覧表（排水機場）

河川名	種別	名称	所在地	備考
新堀川	排水機場	新堀川排水機場	小松島市小松島町馬場の本	2.0m ³ /s(1,000mm)*2台
豊ノ本川	排水機場	豊ノ本川排水機場	小松島市中郷町大瀬町	2.0m ³ /s(1,000mm)*1台
芝生川	排水機場	芝生川排水機場	小松島市金磯町8番	3.0m ³ /s(1,200mm)*2台

表 4-4 河川管理施設一覧表（水文観測所）

区分	観測所名	河川名	住所	備考
水位	神田瀬	神田瀬川	小松島市小松島町字馬場ノ本	
	芝生川(内・外)	芝生川	小松島市金磯町	
	新堀川(内・外)	新堀川	小松島市小松島町字馬場ノ本	
	豊ノ本川(内・外)	豊ノ本川	小松島市中郷町字大瀬町	
	菖蒲橋	芝生川	小松島市芝生町横須	危機管理型
	新堀橋	新堀川	小松島市中郷町字西野	〃



この地図は、国土地理院発行の 25,000 分の 1 地形図(小松島市)を使用したものである。

図 4-6 水文観測所位置図

(3) 河川情報の収集・提供

水位や雨量等の河川情報は、洪水時の水門・樋門や排水機場等の施設操作、水防活動住民の避難活動等の基礎情報となる。現在、これらの河川情報については、テレメータ等によりリアルタイムで収集し、インターネット上で公開するなどして情報提供している(写真 4-1 及び図 4-7)。今後も継続して河川情報の収集・提供に努めるとともに、危機管理型水位計の設置や情報サイトの改善など、情報基盤整備の高度化、情報伝達体制の強化を進める。



写真 4-1 水位観測施設（神田瀬）



図 4-7 インターネットによる情報提供

(4) 災害復旧

規模の大きな洪水や地震の後には、適宜、巡視を行う。河川管理施設等の損傷や河道の異常堆積が発見された場合には速やかに復旧する。

(5) 施設の能力を上回る洪水等を想定した対策

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨を踏まえ、氾濫が発生することを前提に社会全体で常に洪水に備えるため、県と関係市町が主体となり、「東部圏域二級河川大規模氾濫減災協議会」を設置するとともに、関係市町とのホットラインの構築により、防災情報の充実、危機管理体制の強化を図る。また、各種浸水想定区域図の作成、それに基づく避難訓練の実施や防災行動計画（ファミリータイムライン）の作成を支援、災害における緊急復旧活動が円滑かつ効果的に実施できるよう検討する等、地域防災力の向上を図り、被害の軽減に努める。

さらに、今後も地球温暖化が進行すると、豪雨頻度の増加、台風の大規模化や潮位の上昇等により、施設の能力を上回る洪水等によって更なる浸水被害の拡大の恐れがある。従来の河川区域で実施する治水対策を加速させるとともに、流域全体のあらゆる関係者がさらに協働して流域全体で浸水被害を軽減させる流域治水への転換を進める。流域治水では、氾濫をできるだけ防ぐための対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減・早期復旧・復興のための対策について今後検討し、必要な対策を実施する。

4-2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

神田瀬川の流水の正常な機能を維持するため、利水の現状、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全、水質保全、景観等を考慮し、必要な流量をふまえ、継続的に雨量、水位観測を行い、河川の流況把握に努める。

また、渇水時には、関係機関と連携を図り、情報収集、利水者への情報提供を行い、渇水による影響の軽減に努める。

4-2-3 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 河川環境の保全・維持管理

神田瀬川流域は、レッドリスト記載の重要な種を含め、多様な動植物の生息・生育・繁殖の場になっている。豊かな自然環境に恵まれた流域内の河川環境を保全するため、日頃から河川環境や動植物の生息・生育・繁殖環境の変化の把握に努め、必要に応じて関係機関と連携するとともに、専門家からの指導・助言を受けて適切な管理に努める。

また、河川巡視等により緊急対策外来種や重点対策外来種等の外来生物の生息・生育・繁殖状況を把握するとともに、必要に応じて拡大防止に努める。

(2) 水質の保全

神田瀬川水系の河川は環境基準を満たしている。今後も関係機関と連携を図り、継続的な水質調査、水質状況を監視、生活排水対策を促進し、水環境の維持・改善に努める。

また、水質事故の発生や異常水質が確認された場合には、関係機関や河川周辺の住民等との連携により、迅速かつ適切な対処に努める。

(3) 河川空間の適切な管理

神田瀬川水系の河川が、都市空間の中の貴重なオープンスペースや自然空間としての役割を果たせるように、定期的な河川巡視を実施し、適切な管理を行う。また、川に訪れた人々が安心して利用できるように、地域と一体となって草刈りや清掃活動等を行い、河川空間の保全に努める。

5. 連携・協働

5-1 地域住民・関係機関等との連携・協働

神田瀬川水系について「都市と田園が調和し、人と自然が共生する川づくり」を目標に、河川整備を進めるためには、地域住民、関係機関、河川管理者が一体となって以下のような連携・協働に取り組んでいくことが重要である。

5-1-1 地域住民等との連携・協働

地域の意見を反映した、地域と一体となった川づくりを進めるには、地域住民や地元企業、NPO法人、ボランティア団体等の連携・協働が必要不可欠である。このため OUR リバーアドプトをはじめとする施策により、地域住民や地元企業、NPO法人、ボランティア団体による草刈り、ゴミ拾い、不法投棄への注意喚起といった河川美化活動等の社会活動を支援するとともに、河川環境学習等のイベントを開催することで、日常的な河川管理や河川環境改善の取組に携わる機会を増やし、地域のための河川環境づくりの意識向上に取り組む(図 5-1 参照)。



図 5-1 官民の連携・協働のイメージ

5-1-2 関係機関との連携・協働

砂防、道路、農林及び環境等の関係部局のほか、教育機関、NPO法人、ボランティア団体、関係自治体と連携を図りながら、効果的、効率的な河川整備を進める。

5-1-3 水教育

水に関わる労苦の歴史や文化、健全な水循環の重要性に対する理解と関心を深めるとともに、平常時から水災害に備え、水災害の発生時には適切に対処することができるよう、教育機関や関係機関と連携して水教育の推進に努める。

5-2 危機管理体制・水防活動

5-2-1 河川情報の高度化・提供

洪水、津波、高潮等の災害時に、流域内の雨量や水位状況等の防災情報を迅速に把握し、小松島市や住民に確実に提供することにより、水防活動や避難措置を支援し、被害の最小化を図る。このため、降雨や河川水位を監視・伝達するための情報基盤整備の高度化、情報連絡体制の強化に努める(図 5-2 参照)。

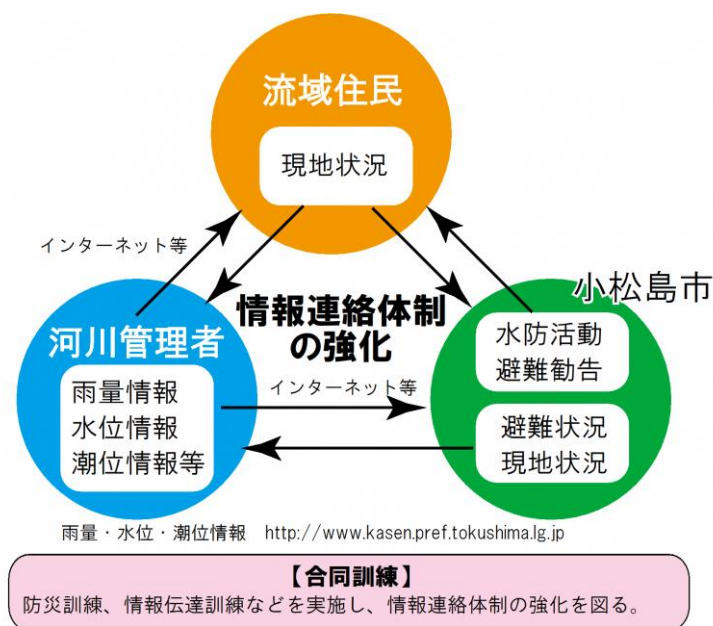


図 5-2 情報連絡体制のイメージ

5-2-2 防災体制と防災情報の強化

神田瀬川水系では、洪水、津波、高潮等による被害の軽減を図るため、これまでに主要洪水の浸水痕跡マップや重要水防箇所公表等の対策を実施してきた。また、きめ細かな地先レベルでの水位状況が把握できるように危機管理型水位計の整備を進めている。

今後も、水防体制の更なる強化、防災意識の啓発を行うほか、住民が防災情報を正確に理解し、的確な判断や行動に繋がるよう、防災情報の改善・拡充に努める。

さらに、整備途上において施設能力以上の洪水、津波、高潮等が発生した場合や計画規模を上回る洪水、津波、高潮等が発生した場合においても、関係機関や地域住民との連携を図り、被害の軽減に努める。